

海外経済要録

米州諸国

△米国、公定歩合引上げ

連邦準備制度理事会は1月6日、ニューヨーク、シカゴ両連銀が公定歩合を6.0%から6.5%に引上げ、同9日から実施することを承認した旨発表した。その後10日ボストン等3連銀、13日リッチモンド等4連銀、16日アトランタ連銀と引上げが続き、20日のフィラデルフィア、クリーブランド両連銀の引上げによって全連銀が6.5%の水準にそろった。

今回の公定歩合引上げに関し同理事会は、「最近における為替市場の混乱は、国内、国際経済の秩序ある拡大にとって脅威である。連邦準備制度理事会としては、今回の措置が一時的なものにとどまることを期待する」旨の声明を発表している。

△カーター大統領の一般教書

カーター大統領は1月19日、大統領就任以来初の一般教書を議会に提出した。同教書において大統領は現在米国は政治的・経済的に健全であるとしつつも「依然取組まなければならない深刻な問題がある」と述べ貿易収支の大幅赤字、高水準の失業・インフレ状態の3点を挙げている。それゆえ「本年の米国における主要課題は国内経済問題である」との考え方立って、①雇用創出、所得増加を図るため経済拡大を維持すること、②民間部門主導による経済拡大を図ること、③インフレを抑制すること、④世界経済の健全化に貢献することの4つを経済政策の原則として掲げ、広範囲にわたる具体的な施策を提案している。

教書の主要内容を経済面にしばってみると次のとおり。

(1) 減税提案

税制の公平化・簡素化のための改善案とあわせ総額250億ドルにのぼる減税を提案する。そのうち個人所得税減税が170億ドル、間接税減税等が20億ドルであり、さらに企業投資を促進するため法人税率を引下げ、投資税額控除を拡充する。

(2) 構造的失業対策

若年労働者の雇用拡大のため公共事業サービス計画を引き続き推進するとともに、民間企業に対してもその雇用促進を助成する措置を講じる。

(3) 歳出規模の抑制

1979年度予算の歳出の伸びを実質2%以下に抑制する。なお79年度の財政赤字の規模は本78年度よりわずかに縮小するだけであるが、その赤字の3分の1は上記減税提案によるものである。

(4) インフレ抑制計画

政府だけではインフレを阻止することはできず、従って政府、企業、労働者およびその他のグループに対して自主的な協調により各経済部門の本年の賃金、物価上昇を過去2年間の平均上昇率より低く抑えるよう要請する。なお賃金・物価統制は行わない。

(5) 自由貿易の推進

保護貿易主義には反対であるが、自由貿易はまた公正な貿易でなければならず、従って米国の産業と労働者を不公正で不法な外国の貿易慣行からは保護する決意である。

(6) エネルギー政策の推進

石油危機以来5年たった今日もなお米国は国家的エネルギー計画がない。エネルギー問題に対処することが困難であることは認めるが、最早これを放置することは許されない。国内経済の成功はまた国際経済政策の成功のかぎでもあり、有効なエネルギー計画等は貿易収支の改善、ドルの信認を守るのに役立とう。

△カーター大統領、減税提案および予算教書を発表

1. カーター大統領は1月21日、「1978年税制計画(The President's 1978 Tax Program)」と題して、税制改革を行うとともに総額250億ドルの減税を実施するよう議会に要請した。本減税提案につき同大統領は、「景気は現状健全であるが、今後も景気の持続的拡大と失業率の低下を確実なものとするためには減税が必要である。仮にこれが実施されない場合には本年後半以降景気はスローダウンし、79年の実質成長率は3.5%に鈍化し、失業率も6%以下への低下が難しいと予想されるところ、本減税により4.5~5%の成長を維持し、失業率も79年後半には5.5~6%まで引下げることができよう」と述べた。

本提案の主な内容は次のとおり(いずれも恒久措置。実施は78年10月、ただし投資税額控除の変更が78年1月に及ぼされるほか、税制改革については79年1月以降。第1表参照)。

(1) 減税措置 (79暦年の減税総額339億ドル)

イ、個人所得税減税(同235億ドル)

(i) 所得税率の引下げ

個人所得税率を現行の14~70%から12~68%に引下げる(同時に低、中所得者層に有利となるよう累

進度を改める)。

(d) 人的控除の修正

現行の基礎控除(1人当たり750ドル)と税額控除(同35ドル)を1人当たり240ドルの税額控除に一本化する。

ロ、法人所得税減税(同84億ドル)

(i) 法人税率の引下げ

法人所得税率のうち、①普通税率については、課税所得のうち25千ドル以下の部分に係る税率を現行20%から18%に、②同25千ドル超に対しても現行22%から20%に引下げる。また、③50千ドル超の部分に課される付加税率は現行26%から25%(さらに80年1月以降24%)に引下げる(この結果、普通税・附加税合計で最高48→45%<80年以降44%>)。

(n) 投資税額控除の拡充

① 現行10%の投資税額控除措置を恒久化し(現行では81年以降控除率が7%に引下げる予定)

② 本措置の適用対象範囲を現行の機械・設備のみならず工場・建物にまで拡大

③ 控除額限度を課税対象額の90%までとする(現行では25千ドルまでは全額、それを超える場合は超過額の50%まで控除が認められる)

ハ、その他減税措置(同20億ドル)

(i) 電話料金税(現行4%)の撤廃(79暦年12億ドルうち個人6.5億ドル、企業5.5億ドル)

(n) 企業が負担する失業保険税を現行の0.7%から0.5%へ引下げる(79暦年8億ドル)

(2) 税制改革(同増税額94億ドル)

イ、個人所得税に係る改正(同増税額68億ドル)

(i) 現在課税所得から控除を認められている州税(売上税、ガソリン税等)の控除を廃止。

(n) 医療費控除の厳格化。

ロ、法人所得税に係る改正(同増税額26億ドル)

(i) 現在全額経費として所得から控除されている企業の昼食費や交際費について、昼食費はその50%、交

際費はその全額を課税対象とする。

(n) 輸出専門会社の米国国際販売会社(DISC)の輸出収益の50%は課税が無期限に猶予されていたが、この優遇措置を3年間で撤廃。

2. 次いで同大統領は1月23日、1979会計年度(1978年10月~79年9月)の予算教書を議会に提出した。本教書の内容をみると一般教書で掲げていた「景気拡大は民間部門に依存」との考え方から、上記減税措置を打出す一方、不要不急支出の圧縮により歳出の抑制に留意している点が特徴的である。

79年度予算の概要は次のとおり(第2表参照)。

(1) 予算規模は歳入4,396億ドル(前年度実績見込み4,004億ドル)、歳出5,002億ドル(同4,622億ドル)で、収支じりは606億ドルの赤字と前年度(実績見込618億ドル)に近い大幅赤字予算となっている。

(第2表)

米国の1979年度予算案

(単位億ドル・カッコ内は)
前年度比増減(△)率・%

	1978年度 実績見込み	1979年度 予算案
歳 入	4,004(12.2)	4,396(9.8)
歳 出	4,622(15.0)	5,002(8.2)
収 支 じ り	△ 618	△ 606
歳 入 内 訳		
個 人 所 得 税	1,788(14.1)	1,901(6.3)
法 人 所 得 税	589(7.3)	625(6.1)
社 会 保 障 税	1,241(14.2)	1,419(14.3)
消 費 税 そ の 他	386(5.5)	451(16.8)
歳 出 内 訳		
國 防 費・國 際 関 係 費	1,143(11.7)	1,255(9.8)
科 学・宇 宙・技 術 関 係 費	48(2.1)	51(6.3)
エ ネ ル ギ 一 関 係 費	78(85.7)	96(23.1)
天 然 資 源・環 境 整 備 関 係 費	121(21.0)	122(0.8)
農 業 関 係 費	91(65.5)	54(△40.7)
商 業・住 宅 金 融 関 係 費	35(一)	30(△14.3)
運 輸 関 係 費	163(11.6)	174(6.7)
地 域 開 発 費	97(54.0)	87(△10.3)
教 育・労 働 費	275(31.0)	304(10.5)
保 健 関 係 費	443(14.2)	500(12.9)
社 会 保 障 関 係 費	1,476(7.7)	1,600(8.4)
復 員 軍 人 関 係 費	189(5.0)	193(2.1)
一 般 行 政 費	81(15.7)	85(4.9)
一 般 地 方 交 付 金	99(4.2)	96(△ 3.0)
国 債 利 子	438(15.0)	490(11.9)
そ の 他 (重複控除等)	△ 155(一)	△ 135(一)

(第1表)

今次減税・税制改革の79暦年中規模

(単位・億ドル)

	個 人 所 得 税	法 人 所 得 税	そ の 他	計
減 税	235	84	20	339
税制改革に伴う増税	68	26	—	94
ネ ッ ト 減 税	167	58	20	245

(第3表)

予算教書にみられる米国経済の中期展望

(単位・億ドル、%)

	1976年 実績 見込み	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年	1982年	1983年
		見通し	通	し				
G N P 名目	17,060	18,900	20,990	23,350	25,870	28,580	31,330	34,000
成長率	11.6	10.8	11.0	11.2	10.8	10.5	9.6	8.5
実質	12,750	13,370	14,000	14,670	15,370	16,140	16,900	17,610
成長率	6.0	4.9	4.7	4.8	4.8	5.0	4.7	4.2
物価上昇率								
G N P デフレーター	5.3	5.6	6.1	6.2	5.7	5.2	4.7	4.2
消費者物価	5.7	6.5	5.9	6.1	5.7	5.2	4.7	4.2
失業率	7.7	7.0	6.3	5.9	5.4	5.0	4.5	4.1

- (2) 歳入面では上記減税措置に伴い、個人所得税(前年度実績見込み比+6.3%)、法人所得税(同+6.1%)が小幅の伸びにとどまるため、全体でも前年度実績見込み比9.8%増と前年度(実績見込み+12.2%)に比べ伸び率がやや鈍化するものと見込んでいる。
- (3) 歳出面では、エネルギー、社会保障、保健、教育・労働、国防等に重点を置いたものの、財政赤字幅圧縮のため歳出の抑制を図り、歳出の前年度比伸び率を8.2%(実質では1.2%増)に抑え(前年度実績見込み、名目+15.0%、実質+7.7%)、歳出の対G N P比率(名目ベース)も22.0%(同22.6%)と若干ながら縮小する形となっている。
- (4) なお、本予算編成の前提となる米国経済の見通しとしては(第3表)、実質経済成長率を78年中4.7%、79年中4.8%(77年実績見込み4.9%)、失業率(年平均)78年6.3%、79年5.9%(77年実績見込み7.0%)、消費者物価上昇率(年平均)78年5.9%、79年6.1%(77年実績見込み6.5%)と見込んでいる。

◇カーター大統領の経済報告

1. カーター大統領は、1月20日に78年大統領経済報告、また同30日には大統領経済諮問委員会(C E A)78年年次報告をそれぞれ議会に提出した。本年の経済報告では、一般教書で掲げた、①完全雇用の達成、②民間依存型の景気拡大、③インフレの抑制、④世界経済の健全化に対する貢献という4つの経済政策目標を達成するための戦略として、①エネルギー計画の実施、②歳出抑制、③減税措置および税制の公正化・簡素化、④財政赤字の削減、⑤構造的失業の削減、⑥民間設備投資の促進、⑦イ

ンフレ抑制策の実施、⑧世界経済の回復および国際通貨制度の安定の8項目に分けて、一般教書で示した諸政策をより詳細に説明している。

また経済報告を補足する役割を担うC E A78年年次報告では、恒例の「米国経済の年間回顧」、「今後の経済政策方針と米国経済の展望」、「世界経済の回顧」の3章のほか、「インフレおよび失業」、「'77年中における主要な経済政策」にそれぞれ1章を割き、各章において上記大統領の諸政策についての理論的な分析を試みている。このうち特に「世界経済の回顧」の章

では、現状を「回復のもたつき(a hesitant recovery)」と位置づけるとともに、今後世界経済の回復等を図るために国際協力が必要である旨強調するなどかなり対外経済面の分析に力を入れているのが目立つ。

2. C E Aの年次報告の骨子は次のとおり。

- (1) 米国経済の当面の見通しは明るいものであるが、追加的な財政措置がとられなければ本年後半以降成長率は完全雇用の達成に必要な水準を下回るおそれがある。それゆえ79年以降も満足できる経済成長を確実なものとするためには、財政面で79年度中250億ドルの減税を実施する必要がある。また金融面では、短期金利の上昇が抑えられるならば長期金利もほとんど上昇することはあるまいとみられる。

こうした前提のもと、78年の経済を展望すると、実質G N P成長率(78年第4四半期の前年同期比、以下同じ)は+4.5~5%と77年(第4四半期の前年同期比+5.7%)に比べやや低いながらも比較的順調な拡大が見込まれる。これを需要項目別にみると、まず個人消費は貯蓄率の上昇もあって約4.1%の伸び(77年+4.4%)にとどまり、住宅投資もほぼ横ばい(-1.0~+1.5%<77年+15.0%>)となる見通しである。一方、設備投資は上記減税措置が実施されれば7~8%(77年+9.4%)とかなりの伸びが期待され、また政府支出も3.3%~4.1%の伸び(77年+4.6%)となることが見込まれる。また、失業率は78年第4四半期には約6~6.4%に低下する(77年第4四半期6.6%)と予想されるが、消費者物価上昇率(78年第4四半期の前年同期比)は5.3%~6.1%(77年第4四半期同+6.6%)にとどまるものと見込まれる。

(2) 安定成長と高雇用を維持するためには現下の根強いインフレを抑えるとともに、先行きインフレ圧力が再び高まることのないようにするのが当面の経済政策の中心課題の一つである。73~74年の物価急騰のあとも、賃金の物価スライド条項の適用拡大、労働市場の非弾力化、生産性上昇率の鈍化等のインフレ要因が経済構造にビルト・インされているため、基調的な物価上昇率は年率6~6.5%で高止まりしている。こうしたインフレ要因を抑えるために、急激な需要抑制策を採用すると高失業と多くの遊休設備を抱えることになってしまう。それゆえ、政府・労使の3者間で自主的に協議し個々の経済部門ごとに本年の賃金・価格上昇率を過去2年間の平均以下に抑えることが必要である。これに成功すれば基調的な物価上昇率を年間0.5%ポイント程度引下げることが期待できる。

またマクロ的な金融・財政政策だけではインフレを加速させずに若年層、婦人等の構造的失業を解決することができない。こうした構造的失業問題に対しては、雇用訓練、公共雇用の拡大、労働市場に関する情報の整備等を図るほか、民間企業における雇用促進策を講じるもの一案である。

(3) 77年の世界経済を顧みると、主要国中77年当初の経済見通しを達成したのは米国だけで、欧州、日本の景気回復の遅れが目立った。

このように、各国が成長目標を達成できないのは設備投資の全般的な停滞が主因であり、経済回復を促すためには短期的に投資の増大が必要である。

今後の対外経済政策の課題は、①世界経済の回復、②対外収支不均衡の是正、③国際商品価格の安定化、④世界貿易の拡大持続であるが、これに向かって各国の国際協力がなければ先行きの世界経済は暗くなる一方である。ちなみに本78年についても、日本の成長率は、77年末に発表された刺激策がとられても、円相場の上昇、高水準の個人貯蓄率、投資の停滞から77年実績を上回るかどうか疑問が生じている。他方欧州についても、現在の政策からみる限り、失業の増大、稼働率の低下が見込まれる。従って大幅な政策変更がない限りOECD全体の本年の成長率は3.5~4%程度と予想される。なお対外収支不均衡の是正に関連して、過去4年間為替レートの調整は大いに役立った。米国は為替相場が混乱した時にのみ市場に介入するが、特定のドル相場を維持することは不適切であると考える。また保護主義は自由貿易のもつ利点を削ぐばかりかインフレ的な影響をもたらすものであり、米国は自由貿易政策を堅持する。

◆米国、外国為替市場介入強化措置を発表

米国財務省および連邦準備制度は1月4日、共同声明のかたちで財務省と西ドイツ・ブンデスバンクとの間で新たなスワップ取決めを締結、その発動等によって外国為替市場への介入を強化する意向を明らかにした。共同声明の内容は次のとおり。

「米国財務省の為替安定基金は、連邦準備制度が運用する200億ドルのスワップ網とともに今後積極的に利用されるであろう。財務省による西ドイツ・ブンデスバンクとのスワップ取決めがこのほどまとまり、すでに発効している。米国財務省、連邦準備制度および諸外国中央銀行による協調的介入は、外国為替市場における投機を抑制し、その秩序を回復させることをねらいとしている。」

◆米国、社会保障修正法成立

カーター大統領は昨77年12月19日、社会保障税収入の増徴措置および年金給付算定方式の修正による支出の抑制措置等を盛込んだ「社会保障修正法(Social Security Amendment of 1977)」に署名した。同法は社会保障(老齢・遺族年金、障害保険等)制度の財政運営を担当している社会保障制度信託基金運営委員会(Social Security Systems Board of Trustees)がその77年次報告において「最近の高水準の失業に伴う社会保障諸年金制度の収入減およびインフレ高進による給付額の増大などから75年以降支出が収入を上回っており、このままでは各種保険信託基金の積立金は間もなく涸渇してしまう」として早急に社会保障制度の財政建直し策を実施するよう要請、これを受けて、カーター大統領が去る77年5月に年金財政の改革に関する教書のかたちで議会に提出していたもの(議会審議の過程でかなり修正)である。その概要は次のとおり。

(1) 社会保障税の増徴措置^(注)

イ、社会保障税の課税対象賃金上限額の引上げ幅拡大
(第1表)

雇用者および被雇用者にかかる社会保障税の課税対象賃金の上限額につき79~82年の間従来の賃金の水準の上昇に応じた自動調整方式を中断し、79年は年収22,900ドル(従来の自動調整方式によると18,900ドルの見込み)その後段階的に引上げ82年には31,800ドルと設定する(同23,400ドル)。なお83年以降については、賃金水準の上昇に応じて自動的に調整する方式を復活する(ちなみに87年の課税対象賃金上限額は42,600ドルに達する見込み)。

ロ、社会保障税率の引上げ時期の繰上げ(第2表)

雇用者および被雇用者に対する社会保障税率の引上げ時期を繰上げ79年には同税率を各々6.13%(従来の計画によれば78、79年とも6.05%)とし、さらにつづいてその後段階的に引上げて90年には7.65%(同6.45%)とする。

なお自営業者に対しては、81年以降同税率を上記被雇用者に対するそれの1.5倍と定める(ちなみに81年の税率は9.30%。なお、78~80年については従来の計画どおり8.10%)。

(注) 政府の推計によると、本措置による社会保険料収入増効果は1979~87年間で2,273億ドル(うち79年64億ドル、80年94億ドル)。

(2) 老齢年金給付算定方式の修正

従来の老齢年金給付算定方式は賃金スライド制と物価スライド制を併用していたためインフレの過剰調整という問題が生じていた。そこでこの点を是正するため物価スライド制を廃止するとともに、賃金スライド方式についても若干修正し、平均的な労働者の初年度の年金給付額が退職前賃金の43%となるようにする(下表参照)。

新しい方式は84年以降の退職者に対して適用されるが、この間の経過措置として79~83年間における退職者

新・旧年金給付算定方式の差違

	旧 方 式	新 方 式
基本保険給付額の算定方式	退職前賃金(平均月額)を数段階(77年9段階)に区分し、各々所定の給付率を乗じて合算。	退職前賃金(平均月額)を3段階に区分し、旧方式同様各々所定の給付率を乗じて合算。
賃金スライド制	一般賃金の上昇に応じて算定の対象となる賃金(月額)の上限が引上げられ、その引上げられた分が新たな区分として上乗せされる(それに対応する異なる給付率が適用される)。	一般賃金水準の上昇に応じて算定の対象となる賃金(月額)の上限が引上げられ、それに伴い上記各段階の上限額が引上げられる。
物価スライド制	生計費の上昇に応じて給付率も自動的に修正される。	廃止。

については新旧いずれか受給者にとって年金給付の有利な方が適用される。

(3) その他年金給付条件の変更

1、65歳を超える年金受給者が一定の基準額を上回る収入(年金以外)を取得している場合、その収入の超過に応じて年金が減額(超過収入2ドル当たり1ドル減額)されるが、この基準額を78年4,000ドル(旧法によれば3,240ドル)とし以後毎年500ドル引上げ、82年には6,000ドルとする。

またこの減額措置は旧法では72歳以上の年金受給

(第1表)

課 稅 対 象 限 度 額

(単位・ドル)

	新 ベース	旧 ベース
1977年	16,500	16,500
78	17,700	17,700
79	22,900	18,900*
80	25,900	20,400*
81	29,700	21,900*
82	31,800	23,400*
83	33,900*	24,900*
84	36,000*	26,400*
85	38,100*	27,900*
86	40,200*	29,400*
87	42,600*	31,200*

(注) 1. 雇用者および被雇用者の課税対象限度額は同額。

2. 無印計数は条文で明記されている計数であり、「*」印計数は賃金水準の上昇に伴い自動調整された計数の見積り。

(第2表)

課 税 率

(単位・%)

	雇用者および被雇用者		自営業者 新レート
	新レート	旧レート	
1977年	5.85	5.85	7.90
78	6.05	6.05	8.10
79	6.13	6.05	8.10
80	6.13	6.05	8.10
81	6.65	6.30	9.30
82	6.70	6.30	9.35
83	6.70	6.30	9.35
84	6.70	6.30	9.35
85	7.05	6.30	9.90
86	7.15	6.45	10.00
87	7.15	6.45	10.00
90	7.65	6.45	10.75

者には適用を免除していたが、1983年以降その適用除外年齢を70歳にまで引下げる。
ロ、年金受給資格者が65歳を超えて退職を延期する場合、退職後の給付年金に加算されるボーナスは退職延期1年につき加算率を1%から3%に引上げる(82年実施)。

◇米国、鉄鋼業救済策を発表

1. 米国政府の「鉄鋼問題特別合同委員会(Interagency Steel Task Force)」(委員長、ソロモン財務次官、77年9月設置)は昨年12月6日、「包括的な鉄鋼業救済計画(A. Comprehensive Program for the Steel Industry)と題する報告書を発表、その中で輸入鋼材に対する基準価格(trigger price)の設定や鉄鋼業に対する政府の資金援助措置の実施などを提案した。なお、発表に当ったソロモン次官は、極めてラフな推計としつつも、本計画が実施されれば米国の鉄鋼輸入量は当初年間6百万吨削減され、国内消費量に占める輸入のウエイトは現在の20%から14%にまで低下することが期待できると述べた。

本報告書に盛込まれた主な提案は次のとおり。

(1) 不公正な貿易慣行からの保護措置

最も生産効率の高い国の生産コストをベースに輸入鋼材に対する基準価格(トリガー・プライス)を設定し、これを下回る価格での輸入鋼材に対しては財務長官が直ちにダンピング調査を開始できるようにする(現在は業者からのダンピング提訴を受けたあと予備調査を行い、さらに仮決定のための調査を行うなど処理にかなりの時日を要する)。

(2) 国際競争力強化のための近代化促進策

イ. 鉄鋼生産設備の償却期間の短縮(18→15年)
ロ. 政府の融資保証制度の拡充(①市場での資金調達が困難な企業、②高失業地域の工場の近代化資金等を対象とする)

(3) その他の措置

イ. 鉄鋼業に対する環境規制の適用の見直し
ロ. 高失業地域救済のための政府資金援助
ハ. 政府、企業、労働者三者代表からなる委員会を設置し、鉄鋼業の諸問題について継続的に話し合う
2. これを受け財務省は本年1月3日、高炉製品17品目の輸入鋼材(注1)に対するトリガー・プライスを設定・公表(下表参照)するとともに、同措置を4月1日の船積分から実施する(ただし、2月15日以降入着分について価格に関するモニタリングを行う意向)旨明らかにした(その他の鉄鋼製品に対するトリガー・プライスも追って公表される予定)。

それによると、

- (1) トリガー・プライスは日本の高炉6社の平均生産費(金利、資本コストを含む)(注2)をベースにして品種別生産費を推計、これに当該品種にかかる輸送費(日米間)、保険料および港湾諸掛りを加算して算出してお、品目別トリガー・プライスは仕向先別(東海岸、五大湖、ガルフ、西海岸)に4本建てとなっている。
- (2) このトリガー・プライスは四半期ごとに見直しが行われるが、その際トリガー・プライスの修正幅は総生産費の変化の上下5%の範囲内とする。

(注1) 内訳は普通線材、溶接線材、高炭素線材、冷間圧造用線材、H型鋼、鋼矢板、厚鋼板、熱延棒鋼、ブリキ用厚板、ブリキ、ホット・コイル、コールド・コイル、電気亜鉛メッキ鋼板、溶融亜鉛メッキ鋼板、方向性電気鋼板、無方向性電気鋼板、ティン・フリー・ステールの17品目で、77年の米国鉄鋼輸入額に占めるシェアは約75%。

(注2) 財務省の推計結果は次のとおり(単位・最終製品ネット・トン当たりドル)

原材料費	165.19
労務費	68.56
その他経費	19.39
減価償却費	16.79
金利プラス利潤	33.83
スクラップ控除	- 5.96
合 計	297.80

○ 主な製品のトリガー・プライス

(東海岸、ネット・トン当たりドル)

品 目	価 格	品 目	価 格
普 通 線 材	281.18	ブ リ キ 用 厚 板	379.30
冷 間 圧 造 用 線 材	331.76	ブ リ キ	483.89
鋼 矢 板	309.75	ホ ッ ト ・ コ イ ル	246.61
厚 鋼 板	282.49	コ ー ル ド ・ コ イ ル	307.80
熱 延 棒 鋼	351.89	電 气 亜 鉛 メ ッ キ 鋼 板	351.40

欧 州 諸 国

◇ E C、グリーン・リラおよびグリーン・ポンドの切下げを決定

E C農相理事会は1月30日、グリーン・イタリア・リラの6%切下げを決定、さらに翌31日にはグリーン・英ポンドの7.5%切下げを決定した。

(1) グリーン・リラ切下げ

イ. 実施日…2月1日以降

ロ. 新レート(カッコ内旧レート)…

$$100\text{グリーン・イタリア・リラ} = 0.0912408\text{UC} \\ (0.0970874\text{UC})$$

$$1\text{UC} = 1,096\text{グリーン・イタリア・リラ}$$

$$(1,030\text{グリーン・イタリア・リラ})$$

(2) グリーン・ポンド切下げ

西ドイツの政府年次経済報告の経済見通し

(単位・%)

	1977年実績	1978年
実質 G N P	2.4	3.5
うち個人消費	3.0	3.0
政府消費	1.5	3.0
設備投資	3.5	5.0
輸出	4.5	5.0～5.5
輸入	—	—
海外経常余剰 (億ドイツ・マルク)	257	230～250
生計費指数	3.9	3.5
失業者数(万人)	103	約100
被雇用者所得	7.0	5.5
企業所得	3.0	9.0～10.0

イ. 実施日…切下げは2段階に分けて実施、2月2日以降5%、E Cの78/79農業年度の新農業価格が実施に移される4月1日以降再度2.5%(計7.5%切下げ)。

ロ. 7.5%切下げ後の新レート(カッコ内は旧レート)…
1グリーン・英ポンド=1.57678 UC(1.70463 UC)
1 UC=0.634204グリーン・英ポンド
(0.586638グリーン・英ポンド)

◆西ドイツ、6%もの連邦鉄道債を発行

西ドイツの国債引受けシンジケート団小委員会は1月11日、本年最初の連邦鉄道債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、最近の債券相場の堅調を映して、前回発行時(77年8月中旬)に比べて応募者利回りが幾分引下げられた(6.07→6.0%)ほか、期間も延長されている(10→12年)。

発行額 850百万マルク(注)

表面金利 6%

期間 12年

発行価格(対額面金額比) 100%

応募者利回り 6%

売出し期間 1月16～18日

(注) ただし上記発行額中75百万マルクについてはドイツ交通信用銀行が直接引受け、さらに125百万マルクについてはブンデス銀行が市場価格操作のため留保する。

◆西ドイツ政府、1978年年次経済報告を発表

1. 西ドイツ政府は1月25日、要旨以下のような1978年年次経済報告(Jahreswirtschaftsbericht)(注)を閣議決定、発表した。

(注) 「経済安定・成長促進法」第2条に基づき政府は議会に対し提出を義務付けられている。

(1) 本年の西ドイツ景気は、昨秋決定した景気刺激策の効果顕現化等を背景とした個人消費の持直し、設備投資の回復および周辺諸国の景気持直し等に伴う輸出の増加などを中心に回復傾向をたどり、実質成長率は前年(+2.4%)を上回る3.5%程度に達しよう(右表参照)。(2) 一方物価は付加価値税率の引上げにもかかわらず引き続き落着き傾向を示し、生計費指数の78年平均上昇率は3.5%となろう(前年+3.9%)。この間、雇用面では若年・婦人層の労働市場への新規参入増もあって、需給の大きな改善は期待できず、78年平均の失業者数は100万人程度の高水準を続けよう(前年103万人)。

(3) 本見通しにはなお内外経済に大きな不確定要因が存在するのも事実であり、特に民間設備投資の回復を伴う自律的な景気上昇を実現するためには、今春の賃金

改訂交渉において節度ある賃上げが望まれる(本見通しの前提となる賃上げ率は4.5～4.7%)。

(4) また対外面では、最近の為替動向が輸出企業の将来の売上げや利益に対する不確実性を増し、投資決定に対して新たな阻害要因となっていることは事実である。

(5) 西ドイツとしては、自由貿易を擁護するため、世界的な保護貿易への傾斜を防ぐ努力を続ける決意である。その観点からいえばE C域内での自國鉄鋼業保護の行過ぎは是正されるべきである。

2. 本報告に対する反響をみると、一般には「まずは現実的」(フランクフルター・アルゲマイネ紙、銀行協会)との評価がみられるものの、産業界等では「企業収益の回復を通じる設備投資の回復が不可欠であり」(産業連盟)、「本報告の前提のように賃上げが4.5～4.7%ということになると、設備投資の前年比5%増はおぼつかない」(経営者連盟)としてその実現性に危惧を表明する向きも少なくない。当の政府自身(シェレヒト経済省次官)も「様々な不確定要因、特に輸出環境の厳しさ、本年賃上げ交渉の難航予想等からみて、3.5%の実質成長率は野心的目標」と表明している。一方、野党CDUは、投資振興、財政の健全化等についての具体的提案の欠如を指摘している。

◆ブンデスバンク、最低準備率の適用方法を変更

1. ブンデスバンクは1月19日、最低準備率の適用方法を以下のとおり変更、3月1日から実施する旨発表した。

(1) 金融機関の手持現金(legal tender)を今後は最低準

備に算入する。

(2) 従来の適用対象金融機関の所在地による最低準備率の区分を廃止・一本化する(注)。

(3) 上記措置に伴う最低積立ての負担緩和効果を相殺するため、国内債務に対する準備率を8%引上げる。

(注) 従来はブンデスバンクの本支店および出張所所在地(Bankplatz)と同非所在地(Nebenplatz)とに分け、当座性債務および貯蓄預金につき、Nebenplatz所在金融機関に対しては Bankplatz所在金融機関より低率の最低準備率を課していた(下表参照)。

2. 本措置に関するブンデスバンク筋のコメントは次のとおり。

(1) 本措置は、金融機関手持現金の最低準備への不算入が、①現金保有状況の異なる金融機関相互間の公正さを欠く結果となること(注)②金融機関に現金の暮入朝出の動機を与え、ブンデスバンクの事務量を増大させること、等の問題を伴っていたことにかんがみ採られたものである。

(注) 従来、この不公正を幾分なりとも緩和するため、金融機関の立地(BankplatzまたはNebenplatz)により最低準備率に格差を設けていたが、これとてもこの不公正を完全に除去するものではなかった。

(2) 今回の変更が、手持現金の最低準備への算入と立地による準備率区分の廃止との組合せの形を採ったの

は、前者(手持現金の最低準備算入)の導入の結果、後者(立地による準備率区分)の必要がなくなったと判断されたためである。

(3) 今次措置実施にあたり、手持現金についての金融機関による報告の信憑性が問題となり得ようが、各金融機関の手持現金残高の常時悉皆把握はできないものの、最低準備制度における事後の会計検査により十分チェックできると判断している(注)。

(注) 西ドイツの最低準備制度のもとでは、従来から対象債務残高の算定は積立対象期間(前月16日から当月15日)の厳密な平残に替え、前月23日および月末日、当月7日および15日の4日間の残高の平均をもって算定する簡便法が認められるなど、ブンデスバンクと金融機関との信頼関係を前提とした運用が行われている。

3. 改正前、改正後の準備率体系はそれぞれ下表のとおり。

◆フランス政府、総選挙後の政策綱領を発表

1. フランス政府は1月7日、来る3月12、19日の国民議会(下院)選挙を控え、選挙後の新議会における現与党的政策綱領(計画期間は議会の任期に合わせ5年)を発表した。同綱領は、「自由と公正のための行動目標(objets d'action pour les libertés et la justice)」と題し、政

(改正前、78年1月1日以降適用)

(単位:%)

対象債務 債務残高	国内債務(残高ベース)					非居住者債務					
	当座性債務		定期性 債務	貯蓄預金		残高ベース		増加額ベース			
	I	II	I	II		当座性 債務	定期性 債務	貯 蓄 預 金	当座性 債務	定期性 債務	貯 蓄 預 金
1億マルク以上	12.75	11.75	8.95	5.65	5.15						
1千万マルク以上 1億マルク未満	10.85	9.85	7.55	5.45	4.95		20	15	10		80
1千万マルク未満	8.0	7.0	5.65	5.3	4.8						

(改正後、78年3月1日以降適用)

(単位:%)

対象債務 債務残高	国内債務 (残高ベース)			非居住者債務					
				残高ベース		増加額ベース			
	当座性 債務	定期性 債務	貯蓄預金	当座性 債務	定期性 債務	貯 蓄 預 金	当座性 債務	定期性 債務	貯 蓄 預 金
1億マルク以上	13.77	9.67	6.10						
1千万マルク以上 1億マルク未満	11.72	8.15	5.89		20	15	10		80
1千万マルク未満	8.64	6.10	5.72						

(注) 1. 当座性債務、貯蓄預金のI、IIは次の区分による。

I. ブンデスバンクの本支店、出張所所在地の金融機関。

II. その他の地域の金融機関。

2. 改正後の対国内債務に対する準備率はブンデスバンクの発表文に基づき日本銀行調査局において試算。

3. 非居住者債務の増加額に対する準備率は、77年9月16日～12月15日間の平残に対する増加額に適用。

治・経済・社会の各分野にわたり、30項目の政策目標を掲げている。内容的には、ほぼ現行の政策路線にそつたものではあるが、左翼側の主張に対抗する観点から、社会的公平の促進、福祉の充実等に力点を置いている点が特徴である。

行動目標の主な内容は次のとおり。

(1) 経済政策

- イ. 経済成長……対外均衡の改善を図りつつ、可能な限り最大の成長を目指す。このため、企業の対外競争力の強化を図るほか、構造的問題業種の近代化、転業等に対する財政援助を実施。
- ロ. 投資促進……企業の新設促進のため、設立後3年間の利益は内部留保とする限り非課税扱いとする。また、個人の株式投資促進のため、一定金額までの株式投資相当額を課税所得から控除。
- ハ. 物価対策……現行の物価統制策は可及的速やかに解除。ただし、それには各種生産コスト、特に労賃コストの安定が前提となる。また、マネーサプライ増加率の適正化、国内外市場における競争原理の活用にも留意する。
- ニ. 財政措置……法人税、所得税、付加価値税率および各種社会保険料を向う2年間現行水準に据置き。

(2) 社会政策

- イ. 雇用対策……現行の若年労働者を中心とする雇用促進策の継続、中小企業の若年労働者新規雇用にかかる保険料の半額国庫負担、および、向う5年間、毎年1万人の新規公務員採用を実現。
- ロ. 所得分配の公平化……最低賃金(SMIC)の上昇率が常に全賃金の平均上昇率を上回るよう配慮。また、財産税の新設を検討。
- ハ. 社会保障の充実……家族手当の実質年間上昇率1.5%以上を保証、老齢年金の引上げ(現行1日当たり30フラン→1979年以降同40フラン)。
- ニ. 労働者の経営参加……当面の試みとして、大企業における中堅管理職(cadres)の取締役会または監査役会への参加を勧奨。

(3) 所要財政負担額

- 計画最終年度(1982年)における財政負担額は220億フラン(1977年価格)、計画期間中の年平均財政負担額は同財政支出額の0.3%(政府試算)。
2. 今次政策綱領発表に際しバール首相は、「政策綱領の内容は国内外経済の動向に関する厳密な予測に基づいたものであり、左翼連合の如き大盤振舞^(注)こそないが、これがフランス国民およびフランス経済のとりうる最良の選択と考える。特に当初2年間はフランス経済の立て

直しに重点を置き、このため、当面は現行の物価および賃金抑制策を継続する一方、法人税率・所得税率・各種社会保険料率を据置き、企業投資、個人消費の回復を図ることとした」旨コメント。

上記綱領に対し、与党連合内の中道諸党派は総じて「現実的かつ野心的な行動目標であり、与党の結束強化にも好ましいもの」(ルカニエ民主中道派党首、セルバン・シュレペール急進党々首ほか)と好感。これに対し左翼諸党が「これまでの政策を変えるものではなく、ほとんどみるべきものがない。これは、バールプランの5年間延長を意味する以外の何物でもない」(ミッテルラン社会党々首、マルシェ共産党書記長ほか)と反発しているほか、与党連合内にあっても独自の路線を歩む動きをみせている共和国連合は積極的支持を表明していない。

^(注) 左翼連合の計画に従えば、初年度(1978年)のみで社会政策関係の財政負担増は650億フランに達するとされている(バール首相演説)。

◇ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引下げ

ロンドン手形交換所加盟大手4行(National Westminster, Barclays, Midland および Lloyds)は英蘭銀行の最低貸出歩合引下げ(7→6.5%、1月6日発表)に追随して、1月9日から10日にかけて貸出基準金利を0.25ないし1%、通知預金利を0.5ないし1.5%引下げた。この結果、大手4行の貸出基準金利は6.5%、通知預金利は3%となり、約6週間ぶりに同一水準に並ぶこととなった。

◇英国政府、中期財政支出白書を発表

1. 英国政府は1月12日、1978~81年度(会計年度は4月1日から翌年3月31日まで)を対象とする「財政支出白書(The Government's Expenditure Plans)」を発表した。今次白書は、政府のインフレ抑制、失業率引下げ、産業の効率化促進といった政策目標に沿うように策定されたものであるが、①後年になって削減しなければならない過大な支出計画を避け、財政支出計画の安定を図ること、②直接税減税の選択の余地を残すこと、③その伸び率は今後予想される国民所得の伸び率の範囲に抑制すること、などを基本方針としている。さらに、計画に弾力性を与えるため、後年度になるにつれ多額の予備費が計上されている。その主な内容は次のとおり。

(1) 公共部門財政支出計画(1977年価格表示)

78年度の財政支出額は609億ポンドと3年ぶりに前年度比増加に転じ(前年度比伸び率、76年度-2.7%、77年度-2.8%、78年度+8.2%)、79年度以降も小幅な

がら増加基調をたどる見通し。

(2) 中央政府・地方自治体収支計画

支出の伸びが相対的に抑制され収入の伸びを下回る結果、借入所要額は76年度以降漸減し、徐々ながら財政健全化が図られる見通し。

2. なお同白書では、今後の中期的な英国経済を展望し、①石油ショック後の設備投資低迷により潜在成長力が低下している現状を前提とする限り北海石油の生産が増大することを考慮しても、年率3%を超える潜在成長率の伸びは期待できない、②しかしながら、失業率を下げることは少なくとも年率3.5%程度の成長率が必要、③このため産業部門の設備投資を増加させ潜在成長力を高めるとともに、対外競争力を増大させることが是非とも必要、との見解を明らかにしている。

公共部門財政支出計画(1977~81年度)

(77年度価格ベース、単位・億ポンド)

	77年度 <実績 見込>	78年度	79年度	80年度	81年度
中央政府	382	417	420	424	426
公営企業	9	10	10	10	10
地方公共団体	152	155	157	159	160
小計	543	581	587	593	596
国債利子負担	19	20	19	18	16
予備費	—	8	15	18	20
合計	562	609	621	629	632
(前年度伸び率%)	(△ 2.8)(+ 8.2)(+ 2.1)(+ 1.2)(+ 0.5)				

中央政府・地方自治体収支計画(1976~79年度)

(76年度価格ベース、単位・億ポンド)

	76年度 <実績 見込>	77年度	78年度	79年度
① 収入	520	510	526	549
うち 税金	368	362	382	404
国民保険・保険料	88	84	80	83
② 支出	575	557	569	582
うち 財・サービス購入	325	302	304	314
補助金等	193	197	209	209
公債利子	57	58	59	55
③ その他資本収支	△ 18	△ 8	△ 11	△ 10
①-②+③借入所要額	△ 73	△ 55	△ 54	△ 43

(政府による為替リスク補償付、借入76年11月、満期82年5月、金利 Libor<ロンドン・インターパンクレート>+1.25%)を近日中に期限前返済する旨決定、さらに1月26日にはIMF第1次トランシェ8.3億ドル(76年5月引出し、満期79年5月~81年5月、金利<借入期間に応じて>4.0~6.0%)を主体に約10億ドル相当額のIMF借入も同様に返済する方針である旨発表した。

2. これについて大蔵省では、「1979~84年の間に集中する対外公的借入の返済期日到来分の平準化(注)を図ることを目的としたもの」とコメントしており、外貨事情の好転しているこの機をとらえて対外バランスの強化に乗り出したものとみられている。

(注) 英国の公的対外借入約240億ドルのうち約80%にあたる197億ドルの返済期限が1979~84年までの6年間に集中している。

◇英国、住宅金融協会、不動産抵当貸付金利および出資金配当率の引下げを発表

1. 住宅金融協会連合会は1月13日、不動産抵当貸付金利の引下げ(9.5→8.5%<新規貸付分は即日実施、既往貸付分は2月1日実施>)、および出資金配当率の引下げ(6→5.5%<2月1日実施>)を決定、傘下住宅金融協会に対し勧告した。

2. 今回の措置についてStow同連合会理事長は「このところ住宅金融協会への資金流入増すが目立っていたが(注)、今次銀行の預金利引下げ(要録「別項」参照)により、出資金配当率との乖離が拡大し、その結果余資が一段と増大し、資金運用面にもそこを来たす懸念が生じたため」とコメントしている。なお、最近の住宅金融協会関係金利の推移は次のとおり。

	77/5月	77/7月	77/10月	77/11月	78/2月
出資金率(%)	7.0	6.7	6.7	6.0	5.5
配当率(%)	11.25	10.5	9.5	9.5	8.5

(注) 住宅金融協会への資金流入額(単位・百万ポンド)
77年第1四半期 492
第2四半期 1,290
第3四半期 1,084
第4四半期 1,565

◇リチャードソン英蘭銀行総裁、再任決定

英國政府は、1月26日、リチャードソン英蘭銀行総裁の再任を発表した。リチャードソン総裁は73年7月にオブライエン前総裁の後任として現職に就任、今年6月末で任期満了となるが、今回再任が決定したものである。

リチャードソン総裁の再任についてはシティ筋では予想どおりの人事との受けとめ方が大勢である。

◇英国、一部対外債務の期限前返済を発表

1. 英国政府は1月12日、電力庁ユーロ借入5億ドル

◇イタリア、預金利子課税を引上げ

1. イタリア政府は77年12月22日、銀行預金および郵便貯金の利子に対する税率を従来の16%から18%に引上げる旨決定した(関連政令は同月30日より発効^(注)、新税率は1977年1月1日にそとして適用)。なお、同税率の変更は1976年3月7日の引上げ(15→16%)以来のものである。

(注) ただし関連政令の発効前に支払われた利子については、適用対象外。

2. 本措置は、政府の公共部門赤字削減策の一環として採用されたものであり、增收効果は年間5,000億リラと見込まれている。

◇イタリア、78年度上期中の債券強制保有制度運用方針を決定

1. イタリアの信用貯蓄閣僚審議会は77年12月28日、78年上期中における市中金融機関を対象とする債券強制保有制度の運用については、77年下期と同様とする旨決定した^(注)。

(注) 77年下期の規定については、52年8月号「要録」参照。

2. 今回の措置につき信用貯蓄閣僚審議会は、「78年上期中も、これまで同様特に建築・農業部門における投資を支援するため、これらの部門への長期資金の低利での供給が必要と判断されたことによるもの」と説明している。

◇イタリア、為替管理を小幅緩和

イタリア銀行外国為替局は1月1日、同国の為替管理を若干緩和し、即日実施する旨発表した。主な内容は次のとおり。

(1) 海外渡航費用持出限度額の特例

上記限度額は原則として1人当たり年間75万リラ(77年10月15日以降)であるが、研究または医療を目的とする場合に限り、この上限を撤廃。

(2) 外貨預金勘定での外貨保有可能期間延長

従来、外貨預金勘定での保有外貨は30日以内にリラへの交換が義務づけられていた(76年2月5日以降)が、今後は同期間を120日に延長。

◇スイス中央銀行、流動性吸収措置を決定

1. スイス中央銀行は2月1日、国内流動性吸収のための不胎化証券発行を決定した。その概要是次のとおり。

(1) 発行目標額—15億スイス・フラン

(2) 期間—12か月、18か月および24か月の3種類

金利—各期間に応じそれぞれ1、1.25および1.5%

2. 本措置についてスイス中央銀行筋では以下のようにコメントしている。

「今次措置は、昨年秋以来の為替市場への持続的な介入の結果、資本輸出を通じる外貨押出し努力にもかかわらず銀行流動性水準が上昇し、マネーサプライもこのところ増勢を強めていることにかんがみ採られたものである。本措置の結果、金利面でスイス・フラン買投機抑制努力と矛盾した効果を持つ可能性もあろうが、すでにスイス・フラン金利が国際的にみて著しく低水準にある事実からすれば、そうした恐れは小さいものと判断している。なお本不胎化証券の利回りは市中金利水準よりはやや低いため、買入れ銀行にとって満足すべきものではないが、準備預金賦課(77年2月28日以降適用停止)よりは有利と説得すれば市中銀行側も応じて来ると考えている。」

◇ベルギー中央銀行、数次にわたり公定歩合を引下げ

1. ベルギー中央銀行は年初来3度にわたり公定歩合の引下げを発表した(発表日1月4日、18日、2月1日、通計2.5%ポイント)。年初来の公定歩合引下げ状況は次のとおり(年利%)。

実施日 1/5 1/19 2/2

(1) 再割引歩合(公定歩合) 9.0 → 8.5 → 7.5 → 6.5

(2) 債券担保貸付歩合

イ、貸付限度わく内の貸付適用金利

9.0 → 8.5 → 7.5 → 6.5

ロ、貸付限度わく外の高率適用金利

8.75 → 9.25 → 7.75 → 6.75

2. 同国の公定歩合は77年12月、ベルギー・フランの対ドイツ・マルク相場が軟化し、ECスネーク内の緊張が高まった際に緊急措置として2度にわたり引上げられていた(通計3%ポイント)が、今次措置は年明け後、ベルギー・フランが相対的に持直してきたために採られたものである。

◇スウェーデン、78年度予算案を発表

1. スウェーデン政府は、1月10日、1978年度(1978年7月~79年6月)予算案を議会に提出した。本予算案をみると、収支じりは322億クローネの赤字(総歳出規模比21.2%)と77年度修正予算(戦後最大の赤字332億クローネを計上の見通し)並みの大幅赤字を計上している。これは歳出規模が、①老齢年金や児童手当の引上げ^(注1)、②エネルギー節約補助金支給^(注2)、③国債発行増大に伴う利子負担の増すう^(注3)、などから1,516億クローネと今年度当初予算(1,250億クローネ)を大幅に上回る一

方で、歳入規模は、景気の低迷による税収伸び悩みを主因に、さほど大きな伸びが見込めない(1,194億クローネ、77年度当初予算 1,093億クローネ)ことによるものである。

- (注1) ① 老齢年金支給額を 4%、若年退職者年金支給額を 8%、それぞれ引上げ。
② 児童手当てを78年4月以降、現行の 2,100 クローネから 2,260 クローネに引上げ。
- (注2) エネルギー節約関連投資等に対する補助金として13億クローネを計上。
- (注3) 国債利負担は96億クローネ(前年度当初予算比53.6%増)に達する見通し。

スウェーデンの1978年度予算案

(単位・億クローネ、△印は赤字)

	1977年度 (当初予算)	同 (修正) (見通し)	1978年度 (当初予算)	前年度当初比 増加率(%)
歳 入	1,093	1,114	1,194	9.2
歳 出	1,250	1,446	1,516	21.3
収支じり	△ 157	△ 332	△ 322	△

2. なお、同時に発表されたスウェーデンの77年度の経済見通しによれば、実質GDP成長率は個人消費、設備投資等が不景気裡に推移するため、不振の76年度(前年度比 -2.4%)比 +0.2%にとどまるとの悲観的な見通しとなっている。

スウェーデンの経済見通し

(前年度比伸び率・%)

	1976年度 (76/7月～77/6月)	1977年度 (77/7月～78/6月)
実質GDP	- 2.4	0.2
個人消費	- 0.7	- 0.6
政府消費	0	0
設備投資	- 0.7	- 0.3
在庫投資	- 2.2	- 1.1
輸出一輸入	0.6	1.5

◇フィンランド、大統領選挙を実施

1. フィンランドは1月15、16の両日、大統領選挙(注)を実施したが、ケッコネン大統領(社会民主党、保守党、共産党、中央党、自由党、スウェーデン人民党の6大政党が支持)が総投票数の82.3%を獲得し、四選された。
2. ケッコネン大統領は1956年以来20年以上にわたって大統領職にあり、パシキビ前大統領の東西等距離外交路線を引き継ぎ、ソ連とNATO諸国の双方と友好関係を維持してきた。今回の選挙では、新興政党の支持を受けた4名の対立候補が立候補したが、ケッコネン大統領の外

交路線に対する幅広い支持の前に惨敗した。

(注) フィンランドの大統領選挙は、国民投票により300人の選挙人を選出したあと選挙人が大統領を選ぶという間接選挙方式をとっている。今回の選挙ではケッコネン大統領を支持する選挙人が300人中260人を占めた。

選挙人獲得数は次のとおり。

Urho Kekkonen (前掲 6 党)	260
Raino Westerholm(キリスト教同盟)	24
Veikko Venamo (地方党)	10
Ahti Salonen (立憲党)	6
Einohaikala (統一党)	0

なお、大統領の任期は6年(ケッコネン大統領 3期目は任期を延長)で、その権限は首相の任免、議会の召集・解散、法案提出などのほか、外交については大統領の専管事項とされている。

◇オーストリア政府、長期公共投資計画を発表

オーストリア政府は1月11日、総額5,775億シリングにおよぶ長期公共投資計画(1978～86年)を発表した。本措置は持続的な経済成長の確保、同国輸出産業の国際競争力の向上を図るためのものとされている。上記総額のうち70%以上が最初の5年間で支出される予定であり、主な内容としては、輸出関連中小企業に対する低利(年3%程度)融資、鉄道・郵便に対する融資、および住宅建設等である。なお本措置により年平均13万人程度の雇用創出効果が期待されている。

◇オーストリア政府、次期中央銀行新総裁を任命

オーストリアのRudolf Kirchschläger 大統領は1月17日、オーストリア中央銀行 Hans Kloss 前総裁の後任として Stephan Koren 新総裁を任命した(2月1日正式就任(注))。

Koren 新総裁(58歳)は、インスブルック大学教授等を経て1967年政界入り、68年から70年にかけ蔵相を務め、現在は野党オーストリア国民党(保守系)の議会指導者の地位にある。同氏は経済専門家として知られ(現在もウイーン経済大学教授を兼任)、かねて現社会党政府の金融財政政策につきその膨張傾向を厳しく批判してきたが、その専門能力を高く評価されて今回の任命に至ったものである。

(注) オーストリア中央銀行総裁は連邦大統領により任命され、任期は5年であるが再任が認められる(オーストリア中央銀行法第23条)。

◇トルコ、新内閣成立

1. エチエビット共和人民党(国民議会第1党)党首は、1月5日、共和人民党を中心とする中道左派連立内閣を組閣(閣僚ポストは共和人民党22、無所属10、共和信頼党2、民主党1)、1月17日に国民議会により信任された。

トルコでは、昨年6月の総選挙後、エチエビット内閣

が成立したものの、発足直後の議会の不信任により総辞職し、結局、デミレル右派連立内閣(第2党の正義党を中心とし極右政党までを含む)が返り咲き、政権を担当してきた。しかしながらこの間、外貨事情の極端な悪化(77年中の経常収支赤字約37億ドル、金・外貨準備<12月>4.6億ドル<前年12月11.2億ドル>)や深刻なインフレーション(消費者物価前年比上昇率<9月>+29.3%)という経済危機に加え、テロが頻発する不安定な国内情勢下左右の政治的対立が激化、同政権は77年12月末に国民議会で不信任決議を受け総辞職を余儀なくされた。今回の組閣はこうした状況を受けて実施されたものである。

2. 新内閣の主要閣僚は次のとおり。

首 相	Bulent Ecevit	(共和人民党)
副首相	Orha Eyoboglu	(〃)
〃	Turhan Feyzloglu	(共和信頼党)
〃	Faruk Sukan	(民 主 党)
法 相	Mehmet Can	(共和人民党)
外 相	Gunduz Okcun	(〃)
内 相	Irfan Ozaydinli	(〃)
蔵 相	Ziya Muezzinoglu	(〃)
農 相	Mehmet Yuceler	(〃)
国防相	Hasan Esat Isik	(〃)

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国政府、輸入自由化品目を拡大

韓国政府は77年12月1日、78年上半期分の輸入に関し、①従来制限ないし禁止されていた製紙機械、染料、アクリル糸等126品目を自由化する一方、②原糖、ココア豆等一部例外品目を除き輸入割当制を原則として全面的に撤廃する旨発表、1月1日より実施した。本措置は、国際収支改善に伴うマネーサプライの増加、このところ高まりをみせている海外からの貿易自由化要請に対処したもので、政府はこれによる78年中の輸入増大効果を10億ドル程度(ただし本年下半期に予定している輸入自由化の追加効果も含む)と見込んでいる。

◇韓国、市中預金金利の一部引上げ等を実施

韓国銀行は1月5日、個人預金の増強を目的として下記の措置を発表、即日実施した。

- (1) 特別定期家計預金の預入限度を引上げる(1百万ウォン→10百万ウォン)とともに、最高金利(年利)を従来の15.6%から18.0%へ引上げ。
- (2) 従来の家計預金、こども預金、農漁民預金を新設の

貯蓄預金に統合、その最高金利(年利)を次のとおり決定。

新金利(旧金利)

貯蓄預金	12.6%	家計預金(8.0%、77年4月以来) こども預金(10.0%、〃) 農漁民預金(10.0%、〃)
------	-------	--

◇韓国、対米繊維輸出新協定を締結

韓国政府はこのほど、米国との間で繊維輸出新協定を締結した。その概要以下のとおり。

- (1) 実施期間…78年1月1日から5か年間(注)。
- (2) 輸出割当わく(織物換算)…総わくは78年度(78年1月~12月)582百万平方ヤード(グループ別では第Iグループ<綿・人造繊維の糸および織物>117百万平方ヤード、第IIグループ<綿・人造繊維の衣類>452百万平方ヤード、第IIIグループ<毛織物および同製品>13百万平方ヤード)、82年度749百万平方ヤード。
- (3) 割当わく増加率…78年度は前年度比増加率ゼロ、79年度以降毎年前年比6.5%増(従来は第2年度+6.25%、第3年度<最終年度>+6.75%)。グループ別では第Iおよび第IIグループは第2年度以降前年比+6.5%、第IIIグループは同+1.0%。

(注) 従来の協定は74年10月1日から77年9月30日までの3年間(77年12月31日まで延長済み)。

◇タイ、法人税等を引上げ

タイ政府は、11月8日、法人税の引上げや株式の配当金課税の新設等一連の増税措置を盛り込んだ新税制を発表、翌9日より実施した。本措置の概要は次のとおり。

- (1) 法人税率の引上げ
従来、法人税率は、純収益が50万バーツ未満20%、50万バーツ以上100万バーツ未満25%、100万バーツ以上30%であったが、今後一律に上場会社(77年末現在39社)30%、非上場会社35%に引上げ。
- (2) 銀行預金利子に対する課税の新設
定期預金利子に対し、新たに課税率10%を適用。
- (3) 配当金に対する課税の新設
 - イ. 上場会社の配当金

1万バーツ未満……非課税
1万バーツ以上40万バーツ未満……30%分は課税控除
40万バーツ以上……全額課税
 - ロ. 非上場会社の配当金

5千バーツ未満……非課税
5千バーツ以上20万バーツ未満……15%分は課税控除

除

20万バーツ以上……全額課税

(4) キャピタル・ゲインに対する課税の新設

保有期間6か月未満の株式売却益に対し、10%の課税を新設。ただし、本措置は78年5月1日から79年12月31日までの時限的なもの。

(5) 印紙税の引上げ

新 旧

手形、株券、社債券、小切手等	1バーツ	25サantan
信用状(海外発行分)	10	1バーツ
(国内発行分)	12~20	3~5

同国では、第4次経済社会開発計画(76年~80年)の遂行や在タイ米軍全面撤退(76年7月)に伴う国防力強化のため多額の資金を必要としているが、収支不足で財源難に陥っており、しかも中・低所得層を中心に、相続税や財産税等もない税制への不満が高まっていることから、税の増収と所得の再分配をねらって本措置を実施したものとみられている。

なお、本措置の発表と同時に、政府は、脱税取締りの強化、警察の税金問題への介入排除の方針を打出している。

◇シンガポール、米ドル建固定金利譲渡可能定期預金証書の発行を認可

シンガポール金融管理庁(MAS)は、昨年12月18日米ドル建固定金利譲渡可能定期預金証書(Negotiable Certificates of Deposits, 以下CD)の発行を認可、本年1月3日以降発行が開始された。

MASは、アジア・ダラー市場の中・長期金融機能を育成強化するため、すでに77年4月に米ドル建CDの発行を奨励する通達を出しておらず、今回の認可は昨年10月の米ドル建変動金利CD(注1)発行認可(52年12月号「要録」参照)に続くもの。

変動利率CDが個別案件ごとにMASの発行認可を必要とするのに対し、今回の固定利率CDは発行ライセンスを取得するだけによく、すでに地場銀行、外国銀行(注2)計27行がライセンスを付与されているが、その際MASが通達した発行条件等は次のとおり。

発行金額 1件当たり5万ドル以上

期間 最短1か月、最長5年

その他 発行銀行は、発行期間中毎日流通市場売買価格をquoteすること

なお、流通市場育成のため、CD売買取扱業者としてFirst Boston International(Asia)およびMerrill Lynch(Asia)International & Co.が認可されており、今後D

B S—Daiwa Securities International 等のマーチャント・バンクが数行認可されるものとみられている。

(注1) 第一勧銀、住友銀行、Banque Nationale de Paris の3行が発行済み。

(注2) 邦銀では、第一勧銀、住友、三菱、富士、三井、東銀の6行。

◇インドネシア、預貸本金利の引下げ等を実施

インドネシア中央銀行は、昨年12月29日、国立商業銀行預貸本金利の引下げ等を発表、本年1月1日から実施した。本措置の概要は次のとおり。

(1) 国立商業銀行預貸本金利の引下げ

イ. 預本金利

定期預金	旧	新
3か月未満	年3%	各行自由
3か月	6	
6か月	9	
12か月	12	年6%
24か月	18	{ 250万ルピア超 12 " " 以下 15 }

ロ. 貸出金利

旧 新

第I分類

A { 米国PL480号に基づく食糧輸入資金 同480号に基づく非食糧輸入資金等 }	年6%	12	据置
B(精米、繊維、公共輸送等)	15 年12%		

第II分類

A(統制物資の輸入、I-B以外の製造業、商業等)	18	12
B(請負業者)	21	15
第III分類(その他)	24	18

(2) 商業銀行の支払準備率引下げ

商業銀行の要求払い負債(注)に対する支払準備率を30%から15%に引下げ。

(注) 要求払い預金、定期預金(ただし一般定期は残高の10%、特別定期は全額)、自己あて小切手。

本緩和措置は、先進国の景気低迷を映して、主産品の原油、木材等を中心に輸出が鈍化傾向を示し始めているほか、民間投資も停滞している状況下、物価が落着き傾向(CPI前年比、76年+20.0%、77年11月+10.0%)を示していることもあって実施されたものであるが、預本金利の引下げはあわせて現在創設準備中の証券市場の環境づくりを図ったものとみられている。

◇インドネシア、木材輸出税を改訂

インドネシア政府は、1月10日、木材輸出税を次のと

おり改訂した。

	新	旧
丸 太 12,100ルピア／立方米	9,800ルピア／立方米	
製 材 4,000 "	9,500 "	

本措置は、原木輸出を抑制して国内木材加工産業を育成し、雇用機会の増大を図るとともに、製材の輸出増強をねらって実施されたもの。

◇フィリピン、新金利政策を発表

フィリピン中央銀行は、昨年12月23日、商業銀行等の貸出金利の実質引下げ等を含む新金利政策を発表、本年1月1日より実施した。本措置の概要等は次のとおり。

1. 措置の概要

(1) 商業銀行等の貸出金利の実質引下げ

利息法(Uusury Law、1916年制定)に定められた商業銀行等(フィリピン開発銀行を含む)の最高貸出金利(注)のうち、期間730日超のものについては手数料等を含めたものとすることに変更し、実質的な金利引下げを図った。

(注) 期間730日以下 { 有担保…年12%
無担保… 14
同 730日超…………… 19

(2) deposit substitutes(注)の金利引下げ

金融機関のdeposit substitutesの最高金利を期間730日以下のものにつき78年1月1日以降年17%から同16%に引下げ、7月1日以降はさらに同15%に引下げる。しかも、この最高金利は取引税(借手が支払金利の35%相当額を納入するもの)、手数料等を含めたものとする。なお、期間730日超のものについては年19%で据置き。

(注) 同国マネー・マーケットには企業間資金市場(intercompany market)という制度があり、金融機関が余剰資金を抱える企業と資金不足の企業の仲介をしている。この仲介金融機関が資金放出企業に発行するのが deposit substitutesで、promissory notes, re-purchase agreement, certificates of assignment 等がある。

(3) 定期預金およびdeposit substitutesの期限前解約の許可

定期預金およびdeposit substitutesの期限前解約禁止を解除し、解約までの預入期間に応じ次のような金利を設定する。

(商業銀行の期間360日までの場合)

満 期	期限前解約の場合の金利	満期金利
90 日	年5.5%	—
90 日	年5.5%	—
90 日	年5.5%	年8.5%
180 日	5.5	年6.0%
180 日	5.5	—
180 日	5.5	9.0

360 日	5.5%	6.0%	年7.0%	10.0%
(4) 商業銀行等の支払準備制度に基づく中央銀行預け金に付利(年3%、従来無利息)				

2. 目的等

本措置は、①新5か年計画(78年～82年)の開始に伴い、資金調達コストを引下げ、低迷している民間投資を刺激する必要があること、②銀行預金に比べ相対的に金利が割高なマネー・マーケットへの短期的・投機的な資金集中を防止し、堅実な長期資本市場の育成を図る必要があること、③期限前解約のシステムを導入することにより、銀行間の競争原理を高めること、等を目的としたもので、これにより生ずる銀行の収益減に対しては、①中央銀行預け金への付利、②輸出手形再割規制の撤廃などの措置がとられている。

◇パキスタン、外銀支店開設禁止措置を解除

パキスタン政府は12月、外国銀行の新規支店開設禁止措置を撤廃し、オマーン銀行(Bank of Oman、本店ドバイ)カラチ支店の新設を認可した。

上記支店開設禁止措置は、ブット前政権が銀行国有化政策の一環として74年1月に実施したものであるが、最近外貨準備が低水準にあり(77年11月末現在453百万ドル)、また工業化の推進のためにも外貨導入が必要なことから、今般撤廃されるに至ったものとみられている。なお、上記措置に関連して、行過ぎた国有化を是正するため、民間商業銀行の設立認可についても検討中と伝えられている。

◇パキスタン、財政再建のため増税を中心とする税制改正を実施

パキスタン政府は1月1日、輸入関税率引上げおよび所得税率等の実質引上げなど一連の税制改正を実施する旨発表、即日実施した。本措置の主要点は以下のとおり。

(1) せいたく品を中心とする輸入関税率の引上げ(単位・%)

イ. 乗用車(排気量1,000CC以上)

C&F価格25,000ルピー以下 100→160→115→175

〃 25,000～35,000ルピー 225→250

〃 35,000ルピー以上 300→350

同部品 100→115

ロ. 冷蔵庫および同部品 100→120

ハ. エアコンディショナーおよび同部品

160→200

ニ. カラーテレビ

50→75

同組立て用部品	25(新設)
ホ. 梱包・包装用紙(トン当たり3,500ルピー以上)	85 → 100
ヘ. バター	100(新設)

(2) 77年度(77年7月～78年6月)の個人・法人所得税およびSuper Tax(法人税の一種)に対し、さらに10%の追加税を賦課。

同国では、綿花輸出不振に伴う輸出税収入の減少、石油価格の上昇、小麦輸入に対する補助金の増加およびタルベラ・ダム修復費の増大等により、77年度の財政赤字がかなり大幅になり、国際収支も大幅な赤字を続けていくことから、上記施策の実施に踏切ったもの。

◇イラン、リアルの対米ドル・レートを小幅切上げ

イラン中央銀行は、12月10日、同国通貨リアルの対米ドル・レートを70.625リアルから70.475リアルに切上げ(I MF方式で0.21%)、即日実施した。

同国では、75年2月、ドル価値の下落傾向が著しいことを理由に、リアルをそれまでの対米ドルリンクから対SDRリンクに切替え(対SDR基準レート、82.2425リアル)、SDRおよびリアルそれぞれの対ドル・レートから裁定されるリアルの対SDRレートが、この基準レートの上下2.25%(80.1864リアルから84.2986リアルまで)の範囲内で変動するよう、リアルの対ドル・レートを隨時調整することとした。

その後、リアルの対米ドル・レートは、75年夏ごろからSDRに対するドル・レートが持直したため、13回にわたり切下げられてきたが、昨年後半以降SDRに対するドル・レートが下落に転じたため、今回はじめて切上げられることになったもの。

◇パプア・ニューギニア、為替レートを切上げ

パプア・ニューギニア政府は1月8日、同国通貨キナの対豪ドル・レートを4.0%(IMF方式)切上げた。切上げ後の為替レートは次のとおり(1キナ当り)。

切上げ前	切上げ後	切上げ率
<IMF方式>		

1.1565豪ドル 1.2030豪ドル 4.0%

同国では、キナが豪ドルにリンクされているため、豪ドルの切下げに伴い、他通貨に対し切下がる結果、CPIの約75%を占める輸入品の価格が上昇するかたちとなっている。このため昨年8月以降の豪ドルのひん繁な小刻み切下げに対応し、8月および11月の2回にわたり小幅調整切上げを行ったが、今回その後の豪ドル切下げ幅(1.0%)以上の切上げを行ったのは、「77/78年度(77年7

月～78年6月)のCPI上昇率が前年度比+8%(76/77年度同+5%)に達すると見込まれるに至ったことから輸入インフレの抑制を主なねらいとした」(ホロウェイ蔵相)ことによるものとみられる。

共産圏諸国

◇ソ連、77年経済実績を発表

ソ連中央統計局は1月27日、77年経済計画実績を発表した。主要計画目標の達成状況は次のとおり。

ソ連の主要経済指標

(前年比増減(+)率・%)

	1976年 実績	1977年 実績	同計画
支出国民所得	5.0	3.5	4.1
鉱工業総生産	4.8	5.7	5.6
うち生産財	5.5	6	5.9
消費財	3	5	4.9
農業総生産	4.1	3	7.7
うち穀物生産(百万トン)	224	195	220
総投資	4	3	3.6
うち国家投資	n.a.	4	n.a.
工業労働生産性	3.3	4.1	4.8
労働者総数	2.1	2.1	n.a.
国民1人当たり実質所得	3.7	3.5	3.8
労働者・職員の平均賃金	3.6	2.7	3.1
コルホーツ農民報酬	6	4.3	n.a.
小売売上高	4.6	4.4	4.8
住宅建設面積	- 0.7	3	n.a.
貿易	12	11	n.a.

◇中国、1977年中預金動向を発表

中国は1月、1977年中の預金動向を発表した。これによれば農村の預金は前年比19.2%増、都市部の預金は同10.5%増となった。

◇中国、労働者・職員の賃上げを実施

中国は1月、77年10月1日以降実施した労働者・職員の賃金引上げについて概要以下のとおり明らかにした。

- (1) 賃上げ対象者…勤続年数が長く、勤務態度のよい低賃金者。この基準にてらし全国の労働者・職員総数の46%は基本的に現行の賃金体系(注)に従って引上げられたほか、約18%の者も賃金基準が低すぎるために適宜増額。
- (2) 賃上げ率…平均10数パーセント。

ソ連の主要品目の生産実績

		1977年 実 績	前年比増 減(ー)率	1976年 実 績	前年比増 減(ー)率
工業	電 力(億kw/h)	11,500	% 3	11,110	% 7
	燃 料 工 業	—	4	—	4
	うち 石 油(百 万 ト ン)	546	5	520	6
	石 炭(〃)	722	2	712	1
	鐵 鋼・非 鉄	—	2	—	4
	うち 粗 鋼(〃)	147	1	145	2
	圧 延 鋼 材(〃)	118	0	118	3
	化 学	—	7	—	8
	うち 無 機 肥 料(〃)	96.7	5	92	3
	合 成 樹 脂(〃)	3.3	8	3.1	8
	機 械・金 属	—	9	—	10
	うち 工 作 機 械(千 台)	236	2	231	— 0.4
	電 子 計 算 機(億ルーブル)	28	25	23	22
	オートメーション機械(〃)	41	12	37	12
	畜 産・飼 料用 機 械(〃)	18	9	16	6
	自 動 車(千 台)	2,088	3	2,025	3
	建 設 資 材	—	3	—	4
品 目	うち セ メ ン ト(百 万 ト ン)	127	2	124	2
	輕 工 業	—	4	—	n.a.
	うち 織 物(m ²)	104	1	103	3
	縫 製 品(億ルーブル)	206	4	198	6
	文化・日用品、家庭用品	—	8	—	7
食 品	うち テ レ ピ(百 万 台)	7.1	0.1	7.1	1
	冷 藏 庫(〃)	5.8	— 0.4	5.8	5
	高 級ガラス製品(百万ルーブル)	329	11	297	11
	家 具(億ルーブル)	46	7	44	6
	食 品	—	5	—	n.a.
農・畜 產 物	うち 食 肉 製 品(百 万 ト ン)	14.8	9	13.3	— 11
	バ タ ー(〃)	1.4	11	1.2	3
	植 物 油(〃)	2.9	6	2.8	— 17
	穀 物(百 万 ト ン)	195.5	— 16.4	233.8	66.9
	じ ゃ が い も(〃)	83.4	— 2.0	85.1	— 4.1
農・畜 產 物	ん さ い(〃)	93.3	— 6.6	99.1	50.7
	菜(〃)	23.0	— 8.0	25.0	6.8
	綿 花(〃)	8.8	5.8	8.3	5.3
	食 肉(〃)	14.8	8.8	13.6	— 9.3
	牛 乳(〃)	94.8	5.7	89.7	— 1.2
	(億 個)	610	8.5	562	— 2.1

(3) 今次賃上げは1956年に全国統一制度を実施して以来6度目の賃金改訂であり、賃上げ総額とその対象者数は建国(1949年)以来最高の規模となった。

(注) 例えば工業労働者の賃金については、業種等(熟練度、労働強度を反映)や地域差(生活費の差を反映)により8等級に分ける「標準等級賃金制度」があり、最高賃金は最低賃金の3倍程度に抑制されている。